平成２７年（フ）第７号
大分県日田市本庄町２番13号
債務者　大野　翔平
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第８号
大分県日田市大字田島504番地　おおはら荘
債務者　財津　　章
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第６号
栃木県下野市上大領329番地26　セントラルメゾン202
債務者　大瀧　雄真
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第１０１５号
千葉県市原市八幡石塚２丁目２番地10　ストーンレジデンスＤ―104
債務者　西川　伸秀
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８６７号
大阪府門真市大字﨑島287番地の７、前住所大阪府寝屋川市梅が丘１丁目６番13―204号
債務者　秦　　優太
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９５０号
大阪市東淀川区淡路３丁目20番35号　グローブコート城之前202号
債務者　梅田　和弘
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０５号
大阪市西区京町堀１丁目10番12号　202
債務者　山本　賢実
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１２３号
大阪市中央区南久宝寺町４丁目５番17―1501号、前住所大阪市北区万歳町５番12―407号
債務者　**西**田応信こと　姜　　応信
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５号
北海道釧路郡釧路町曙３丁目８番地７　アネックスむつみ203号
債務者　内海けい子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３０号
釧路市鳥取大通５丁目11番７号　パークハイツ201号
債務者　成田　紋子（旧姓佐山）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第３６号
釧路市弥生２丁目６番11号　テラス椿201
債務者　干場　理沙（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
栃木県栃木市大宮町2378番地１、従前の住所栃木県栃木市大宮町2284番地　県営住宅534
債務者　髙山ふみ子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２２号
栃木県栃木市大宮町2378番地１、従前の住所栃木県栃木市大宮町2284番地　県営住宅534
債務者　髙山　輝雄
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２０号
栃木県足利市福居町838番地30、前住所栃木県足利市福居町400番地３　ディアコートＢ203
債務者　塚越ミルナこと　ツカゴシ　ミルナ　ルノプ
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部